

高齢者虐待防止指針

株式会社 石谷

1. 基本方針

施設及び事業所の責務

- ア. 施設及び事業所の職員へ研修を実施する。
- イ. 利用者や家族からの苦情処理体制を整備する。

保健・医療・福祉関係者の責務

- ア. 高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努める。
- イ. 虐待を発見した場合、重大な危険の有無に関わらず、通報義務が生じる。
(高齢者虐待防止法第 21 条第 1 項、第 2 項、第 3 項)

2. 虐待の定義

高齢者虐待とは、介護施設において、職員が意図的に利用者に対して不適切な取扱いをすることをいう。

- ・身体的虐待
高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ・介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）
高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- ・心理的虐待
高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ・性的虐待
高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ・経済的虐待
高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 身体拘束禁止規定と高齢者虐待

介護保険施設等では、利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護する為に「緊急やむを得ない」場合を除いて、身体拘束その他の行動制限は原則禁止

「緊急やむを得ない」場合を除いて、身体拘束は原則全て高齢者虐待に該当する。

4. 高齢者虐待・不適切なケアへの対応

速やかな初期対応を行う。

- ア. 利用者の安全確保
- イ. 事実確認
- ウ. 情報共有と対策の検討
- エ. 本人・家族への説明及び謝罪
- オ. 関係機関への報告
- カ. 原因分析と再発防止の取り組み

5. 高齢者虐待・不適切なケアを防ぐ取り組み

- ア. 背景要因を解消する（背景要因は相互に強く関連する為、多角的に取り組む）
- イ. 不適切なケアを減らす（虐待の芽を摘む）
- ウ. 利用者の権利利益を守る適切なケアを提供する
- エ. 虐待防止委員会の定期的な開催、発生時には臨時の委員会を開催する
- オ. 定期的な研修の開催及び新規採用時の基礎知識研修

※虐待防止に関する担当者はリスク対策委員会（虐待防止委員会）の部長とする。

- 施設及び事業所全体で上記取り組みを通じ、高齢者虐待防止が達成されるように組織的な対策を取り、ケアの質の向上を目指すこととする。

（附則）

本指針は、令和3年6月1日より施行する。